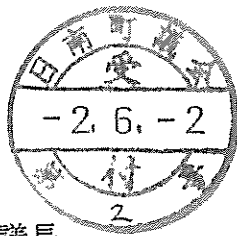


令和2年第4回日南町議会定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第2号	令和2年 6月2日	日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める意見書を提出するよう求める請願	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市西品治 806 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子	久代安敏 岡本健三	総務教育常任委員会
第3号	令和2年 6月2日	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市西品治 806 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子	久代安敏 岡本健三	総務教育常任委員会
第4号	令和2年 6月4日	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市西品治 806 鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁	久代安敏 岡本健三	総務教育常任委員会



日南町 議会議長  
山本芳昭 様

2020年 6月 2日

日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める  
意見書を提出するよう求める請願

請願者 新日本婦人の会鳥取県本部

会長 山内淳子



鳥取市西品治806

TEL 0857-21-4445

紹介議員

久代孝敏



岡本健三



【趣旨】

日本軍「慰安婦」問題は、日本が侵略戦争と植民地支配のもとで、アジアの女性たちを強制的に連行し、性奴隷とした戦争犯罪であり、重大な人権侵害です。被害者が高齢化するなか、日本政府が一刻も早く解決を迫られている、待ったなしの問題です。

朝鮮半島の平和への模索、日韓関係の改善のためにも、敵対をあおるのではなく、歴史の事実を直視し、その反省のうえにできた憲法9条にもとづく平和外交こそ求められています。

国連女性差別撤廃委員会をはじめ国連や国際機関は、日本政府に繰り返し問題解決を勧告し、責任を問い続けています。

日本政府は、被害者と国際社会に受け入れられる、真の解決へ、いまこそ踏み出すべきです。以下、陳情します。

【請願項目】

- 1、被害者への真摯な公式謝罪と賠償、次世代への教育など「慰安婦」問題の真の解決を行なうよう求める意見書を貴議会から提出してください。

2020年 月 日

衆議院議長様  
参議院議長様

鳥取県日南町議会

## 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める意見書

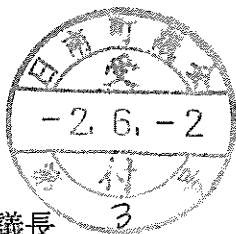
日本軍「慰安婦」問題は、日本が侵略戦争と植民地支配のもとで、アジアの女性たちを強制的に連行し、性奴隷とした戦争犯罪であり、重大な人権侵害です。被害者が高齢化するなか、日本政府が一刻も早く解決を迫られている、待ったなしの問題です。

朝鮮半島の平和への模索、日韓関係の改善のためにも、敵対をあおるのではなく、歴史の事実を直視し、その反省のうえにできた憲法9条にもとづく平和外交こそ求められています。

国連女性差別撤廃委員会をはじめ国連や国際機関は、日本政府に繰り返し問題解決を勧告し、責任を問い続けています。

日本政府は、被害者と国際社会に受け入れられる、真の解決へ、いまこそ踏み出すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。



2020年6月2日

日南町 議会議長  
山本芳昭 様

選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を  
求める意見書提出を求める請願

請願者 新日本婦人の会鳥取県本部

会長 山内淳子

鳥取市西品治806

TEL 0857-21-4445

紹介議員

久代安敏

岡本健三

【請願趣旨】

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。また、女性だけに適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。現代では、DNA鑑定によって父親の特定は可能であり、女性だけに再婚を禁止する期間を100日定めることに科学的根拠はありません。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判所にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。

以下の項目を請願します。

【請願項目】

1、選択的夫婦別姓の導入など、ただちに民法を改正することを求める意見書を貴議会から提出してください。

2020年 月 日

衆議院議長様  
参議院議長様

鳥取県日南町議会

## 選択的夫婦別姓の導入など、 一日も早い民法改正を求める意見書

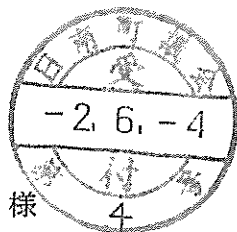
現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみに適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判所にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

日南町議会  
議長 山本芳昭



2020年 6月 4日

請願者

鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

鳥取市西品治806 Tel.0857-21-3171



紹介議員

久比奈敏



岡本健三



## 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める請願書

### 【請願の趣旨】

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、本鳥取県は790円で最低の15県の1県です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で223円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するようお願いします。

以 上

## 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2019年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、鳥取県では790円で最も低い15県の1県です。毎日8時間働いても年収120万~150万円である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、鳥取県と東京都では、同じ仕事でも時給で223円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をす上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円~24万円(税込み)の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

〇〇議会 議長 〇〇〇〇

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

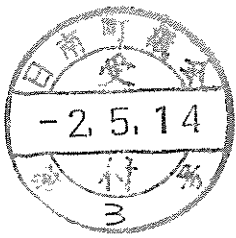
中央最低賃金審議会会長 宛



令和2年第4回日南町議会定例会

陳情文書表

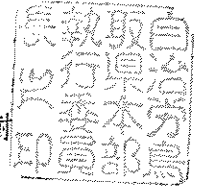
受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第3号	令和2年 5月14日	地方財政の充実・強化を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市南町 505 番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 山口 一樹 ほか1名	総務教育常任委員会
第4号	令和2年 5月22日	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情	別紙写し のとおり	鳥取県米子市米原 2 丁目 3 番 20 号 鳥取県教職員組合西部支部 支部長 内田 浩文 ほか1名	総務教育常任委員会



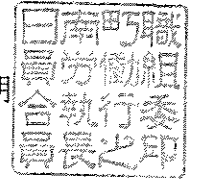
2020年5月14日

日南町議会議長 山本芳昭 様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地  
自治労鳥取県本部  
執行委員長 山口 一 樹



日南町霞 800 番地  
日南町職員労働組合  
執行委員長 緒形 明 朗



## 地方財政の充実・強化を求める陳情

### 〔陳情趣旨〕

地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 〔陳情事項〕

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。

4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
6. 2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。  
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

〔提出先〕 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

## 地方財政の充実・強化を求める意見書（モデル案）

地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実的に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6. 2020 年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
8. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。  
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
10. 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すると。

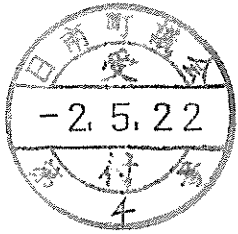
以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2020年6月 日

都道府県議会 または 市町村議会

<提出先>

安倍	晋三	内閣総理大臣	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府
菅	義偉	内閣官房長官	〒100-8968	千代田区永田町 1-6-1	内閣官房
高市	早苗	総務大臣	〒100-8926	千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
麻生	太郎	財務大臣	〒100-8940	千代田区霞が関 3-1-1	財務省内
梶山	弘志	経済産業大臣	〒100-8901	千代田区霞が関 1-3-1	経済産業省内
北村	誠吾	内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）	〒100-8968	千代田区永田町 1-6-1	内閣官房
西村	康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内



## 陳 情 書

2020年5月22日

日南町議会議長  
山本 芳昭 様

米子市米原2丁目3番20号アーバンプラザ1F-4  
Tel.0859-32-4080/Fax0859-32-8844

鳥取県教職員組合西部支部  
支部長 内田浩文



鳥取県高等学校教職員組合西部支部  
支部長 深田卓也



### 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情

#### <陳情趣旨・理由>

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断的な努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2021年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

#### <陳情の項目>

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
総務大臣 様  
文部科学大臣 様

日南町議会議長 山本 芳昭

### 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。